

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 福島県議会臨時会を招集する件 五〇四
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件十一件 五〇四
- 道路の供用を開始する件 五〇五
- 自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件 五〇七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五〇七
- 落札者を決定した件 五〇八
- 福島県選挙管理委員会  
○ 不在者投票のできる施設として指定した件 五〇八

## 告 示

### 福島県告示第六百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会臨時会を平成二十九年十月三十日福島市に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

- 一 県議会常任委員、委員長及び副委員長の選任について
- 二 県議会議会運営委員、委員長及び副委員長の選任について

福島県知事 内 堀 雅 雄

（総務課）

### 福島県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要

は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルチC草野店 福島県いわき市平下神谷仲田一二〇番ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルチ中岡ショッピングセンター 福島県いわき市中岡町六丁目一番地の四ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトSC高坂店 福島県いわき市内郷高坂町八反田一番地の一八ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百六十号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトSC君ヶ塚 福島県いわき市小名浜大原字北君ヶ塚一六五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百六十一号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野一丁目三五番地の一
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百六十二号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百六十三号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトSC湯長谷 福島県いわき市常磐下湯長谷町道下二番地の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトファミリースター好間店 福島県いわき市好間町中好間字田中六ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルト好間店 福島県いわき市好間町中好間字上川原六一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画

商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルト平白土店 福島県いわき市平北白土字作町三丁目一番地の八
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトSC窪田 福島県いわき市勿来町窪田十条三番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

| 路 線 名     | 供 用 開 始 の 区 間   | 供 用 開 始 の 期 日 |
|-----------|-----------------|---------------|
| 県道会津若松熱塩温 | 喜多方市熱塩加納町山田字赤崎二 | 平成二十九年一〇月一三   |

泉自転車道線

五九番地先から  
同 市熱塩加納町山田字宇津野  
道下甲一八〇番七地先まで

日

(道路計画課)

福島県告示第六百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定に基づき、県道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名             | 指定区間  | 指定年月日            |
|-----------------|---|------------------|
| 県道会津若松熱塩温泉自転車道線 | 喜多方市熱塩加納町山田字赤崎二五九番地先から<br>同 市熱塩加納町山田字赤崎二二二番地先まで | 平成二十九年<br>一〇月一三日 |

(道路計画課)

公 告

公告第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

雄国山麓土地改良区

退任した役員

氏名

猪俣 慧

大堀 英雄

山本 文麿

植田 清夫

住所

喜多方市熊倉町都字道地丙一二五二番地

同 市塩川町五合字宮ノ上戊二二九番地

同 耶麻郡北塩原村大字関屋字大道西三一一三番地

同 喜多方市熊倉町雄国字中丸丙一二六三番地

| 退任した役員氏名 | 住所                     | 就任した役員氏名 | 住所                       |
|----------|------------------------|----------|--------------------------|
| 古山 勇     | 市塩川町中屋沢字田中乙三五二番地       | 猪俣 慧     | 喜多方市熊倉町都字道地丙一二五二番地       |
| 小林 郁男    | 市塩川町五合字中屋敷乙三〇六番地       | 小林 郁男    | 同 市塩川町五合字中屋敷乙三〇六番地       |
| 平塚 一弥    | 市塩川町中屋沢字深沢甲一八番地        | 三浦 金良    | 同 市塩川町常世字上村八八一番地         |
| 五十嵐 健一   | 市熊倉町新合字辻乙二〇番地          | 植田 清夫    | 同 市熊倉町雄国字中丸丙一二六三番地       |
| 鶴川 保夫    | 市熊倉町新合字勝本甲二〇二九番地       | 鶴川 保夫    | 同 市熊倉町新合字勝本甲二〇二九番地       |
| 小林 義栄    | 市熊倉町都字落合乙二〇二九番地        | 大堀 弘一    | 同 市塩川町中屋沢字田中乙三〇四番地       |
| 麻生 幸一    | 市熊倉町雄国字七本木甲四九九番地       | 平塚 徳雄    | 同 市塩川町中屋沢字深沢甲九番地         |
| 山口 信也    | 市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地    | 高久 源英    | 同 市熊倉町新合字金沢丙一九一番地        |
| 小椋 敏一    | 耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢五二七番地の五 | 齋藤 敏和    | 同 市熊倉町雄国字八木沢道中乙五五九番地     |
| 安部 安喜    | 喜多方市熊倉町雄国字細ノ山丁一七一五番地   | 佐藤 利一    | 同 市熊倉町都字宮ノ前丙七九番地         |
| 田沢 正人    | 同 市塩川町常世字上村九二六番地       | 岩田 多吉    | 同 耶麻郡北塩原村大字関屋字西新田一一二九番地  |
| 岩田 多吉    | 同 市塩川町常世字上村九二六番地       | 山口 信也    | 同 耶麻郡北塩原村大字関屋字早稲沢五二七番地の五 |
|          |                        | 小椋 敏一    | 同 耶麻郡北塩原村大字関屋字大道西三一一三番地  |
|          |                        | 山本 文麿    | 同 同 村大字関屋字大道西三一一三番地      |
|          |                        | 田沢 正人    | 同 喜多方市塩川町常世字上村九二六番地      |
|          |                        | 秋山 敏明    | 同 喜多方市熊倉町雄国字五軒丁丁八五番地     |

(農村計画課)

## 公告第206号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける荷役機械建造工事（コンベア設備他）の請負について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年10月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
小名浜港・荷役機械建造工事（コンベア設備他） 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年8月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
古河産機システムズ・I H I 運搬機械・常磐エンジニアリング特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目7番17号
- 随意契約に係る契約金額  
5,000,400,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（土木総務課）

## 福島県選挙管理委員会

## 福島県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第一百十四条、第一百七七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十九年九月二十八日次のとおり指定した。

平成二十九年十月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

| 施設<br>の<br>名<br>称        | 施設<br>の<br>所<br>在<br>地 |
|--------------------------|------------------------|
| 社会福祉法人葬会地域密着型特別養護老人ホーム寿楽 | いわき市泉町本谷字大田七番地の一       |